

聖籠町農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年八月二日

聖籠町農業委員会会長 吉田 春雄

聖籠町農委規程第五号

聖籠町農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程

聖籠町農業委員会事務専決規程（平成五年聖籠町農委規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「委員、職員の出張命令」を「委員、事務局職員の県外旅行命令」に改め、同条第二項第六号中「事務局職員」を「委員、事務局職員」に、「庁内出張及び庁外勤務」を「県内旅行命令」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。